

デフリンピックまで、あと1年!

デフリンピックは、4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会です。

第1回は、1924年にフランスのパリで開催されました。東京2025デフリンピックは、100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催になります。世界中のろう者のアスリートが東京に集結します。楽しみですね。

そして、いよいよ大会ボランティアの募集が始まります。

募集期間:2024年11月15日(金)~2025年1月31日(金)

募集人数:約3,000人

応募要件や応募方法については、東京都のホームページをご覧ください。

<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/tokyoforward2025/deaflympics2025-volunteer/>

2024年10・11月の予定

10月31日(木) お休み

11月7日(木) 10時~11時
福祉センター地下研修室

11月14日(木) 10時~11時30分
「講義:聴覚障害者活動と
聴覚障害者福祉制度」
福祉センター地下研修室

11月21日(木) 秋の交流会
井の頭自然文化園散策

11月28日(木) 10時~11時
福祉センター地下研修室

お問い合わせ shuwamomiji30@yahoo.co.jp

もみじ
秋の交流会のお知らせ

『井の頭自然文化園』
で秋を楽しみましょう

期日:11月21日(木)

詳細は後日お知らせします

お楽しみに!

会員より「キク科の植物様サマ」

先週マルシンという激安八百屋で、黄菊の花のパックを買った。萼(がく)を取り除き、花びらをさっと茹で、酢醤油で和えて食べたのだが、ほろ苦くてとてもおいしい。香りも、シヤキシヤキとした触感もよい。子供のころ近所に住む祖母が、よくこれを届けてくれた。

彼女は山形県出身で、米沢市に嫁いだ次女に毎年送ってもらっていた。この花の別名は「もってのほか」という。この「もってのほか」の言葉の由来は、天皇家の御紋である菊を食べるのはもってのほかとか、もってのほかおいしいという意味らしい。この食用菊は、体にも良い。デトックスといって体の悪いものを外に出してくれる解毒作用がある。刺身のツマの小さな黄菊も消炎抗菌作用があるので食べたほうがよい。こちらは愛知県産が主であるが、ピンク色も含めた食用菊は東北地方で栽培が盛んである。食用菊にはこのほかにもたくさんの薬膳効果がある。頭痛、花粉症の予防のほか、目の充血やかすみ、ドライアイなど目のトラブルや、いろいろ、高血圧にも効果的とされている。私は花粉症や化学物質のアレルギー性結膜炎で年中眼痛頭痛に悩まされているので、これからもよく食べて試してみたい。

我が家では、ヨモギを栽培しているが、これもキク科である。通年新芽を摘んで、天ぷら、蓬団子、入浴剤などにして楽しんでいる。

天ぷらといえば、ゴボウのかき揚げもおいしい。皮には香りや旨味、ポリフェノールという抗酸化作用もあるので、剥かないで食べたほうがいい。牛蒡は種から栽培すると最後にはアザミのようなピンクの花をつけ、立派なキク科植物なのが分かる。牛蒡に含まれるクロロゲン酸は悪玉コレステロールの減少、血糖値の急激な上昇の抑制が期待されている。高脂血症、糖尿病の私にはとても有用なので菊の花とあわせてもっと頻繁に食べたいと思う。

我が家には、今百日草が白、赤、黄色、ピンクと数株植えてある。仏花として購入したとき、花期が長いのと昔懐かしい感じが気に入った。この洋名はジニアといい、花言葉は「変わらない愛」「絆」「遠くの友を思う」「注意深さ」「幸せ」で、どれもすばらしい。ガサツな私にはあまり縁のない言葉だったのでこれを機にこれらの言葉を大切にしたい。

次に、これも仏花として購入したのが最初の縁で、パステルピンクの大きなガーベラである。のちに花屋で鉢を数株求めたのだが、赤や黄色にと、春、夏、秋次々に咲いてくれる。この花ことばも素晴らしい。「希望」「前向き」「常に前進」だ。励みになる。

ジニアは1年草、ガーベラは多年草だがどちらもキク科である。私の身近に有りこんなに役に立つキク科植物に感謝。(K)



食用菊



百日草



ガーベラ

2024年衆議院議員選挙 調査協力のおねがい

東京都聴覚障害者の参政権保障委員会は、
衆議院選挙の投票所での
「コミュニケーションボード」設置状況調査
のアンケートを行います。

期間:10月17日~10月31日

ぜひ、ご協力お願いいたします。

質問事項:投票所にコミュニケーションボード
はありましたか?など。
右下のリンク・QRコードからフォームでご回
答ください。



コミュニケーションボード

 - 郵便で届いてない - 家に届いた - 壊した 入票用紙? Q 入票用紙がありません。 Q 入票用紙の氏名が間違っています。 A 確認します。	 氏名と生年月日を数えてください。 A 確認します。
 Q 候補名がわかりません。 A 選挙公報を貸します。	 Q 字が小さくて読めません。 A メガネを貸します。
 Q 字が読けません。 A 補助者が代筆します。	 Q 書き間違えました。 A 二刷で訂正して下さい。
 Q 書き方がわかりません。 A1 候補名氏名を書きます。 A2 政見を書きます。 A3 締めさせたい人に「X」を書きます。	 A1 候補名氏名を書きます。 A2 政見を書きます。 A3 締めさせたい人に「X」を書きます。
 Q どこにありますか? 哺乳室 お手洗	 Q 投票所に忘れ物がありました。 A 職員が取りに行きます。

URL:<https://forms.gle/EFMcimQ14taW3grV6>



声明

優生保護法問題の全面解決を求めて

NPO 法人日本障害者協議会 (JD)
代表 藤井 克徳

2024年7月3日の最高裁大法廷での違憲判決、7月17日総理大臣はじめ関係大臣による謝罪、9月30日基本合意書締結、そして、10月8日には、「旧優生保護法に基づく優生手術の等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」が衆参両院で採択され、中絶手術を受けた人も含めて「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律」(補償法)も成立した。

原告たちが勇気を振り絞って訴え、粘り強い運動を続け、全国各地の弁護士団の献身的な努力、幅広い団体で組織された「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」(優生連)の三者がまとまって取り組んできたことが、高く厚い大きな壁を崩した。しかし、優生保護法問題の全面解決に向けては、その一歩を踏み出したにすぎない。全面解決に向けて以下の三点を求めたい。

1. すべての被害者に「補償法」を周知し、相談体制を整え、補償と尊厳の回復を

旧優生保護法一時金支給法に基づく認定者数は1129件(2024年8月末)にとどまっている。被害者やその家族のプライバシーや心情に十分な配慮をしながら、あらゆる方法を駆使して、必要な情報を迅速に届けていくことが、国や自治体の責務である。メディアや市民社会の協力も得ながら、一刻も早く必要な情報を被害者に届け、補償と尊厳の回復のために取り組んでいくこと。

2. 優生保護法問題の本質を広く市民社会に知らせ、障害者政策の好転を

一般の補償法の制定等をもってしても、優生保護法問題の全面解決にはほど遠い。優生保護法の歴史や被害の実態について学校教育や広く市民に伝えていくことが必要だ。そして、国連から厳しく指摘された精神科医療の問題、障害女性らの抱える複合差別の問題等々、今なおとり残されたままの障害分野の課題の解決に本格的に動き出すべきである。優生思想に基づく差別や偏見の根絶に向けて、問題の本質を多くの市民社会に伝えることも国や自治体の責務である。その際、障害当事者の意見を反映し、いっしょに進めていくことを忘れてはならない。

3. 調査・検証の実施及び国内人権機関の創設を

二度と同じ過ちを繰り返さないために、今後の調査・検証のあり方が問われている。第三者性や独立性を担保しつつ、徹底的な調査及び検証を実施するための体制整備が急務だ。障害者権利条約とパリ原則に沿った国内人権機関の設置も含め、原告、弁護士団、優生連の参加のもと、早急に検討すべきだ。そして、優生手術に関する記録・資料の保存、優生保護法の問題を後世に伝える資料館の開設なども検討していくことを求める。

2024年度 第2回 全通研 Web オープンスクール



テーマ:「なるほど the 50年」

～全通研創立 50 周年記念誌とともに学ぶ～



★ Web オープンスクールは
一般の方も誰でも参加できます♪

■講師経歴

宮城県仙台市出身・在住
1988 年から宮城支部事務局長、
2006 年から宮城支部会長。
1996 年から全通研運営委員・理事
(組織部→財政部→国際部→副会長)

みやざわ のりこ
講師 **宮澤 典子氏**

一般社団法人全国手話通訳問題研究会 副会長
国立障害者リハビリテーションセンター学院 非常勤講師

■手話通訳あり

■要約筆記あり

■講演資料

当日の3日前までに、当会ホームページの★参加募集中の行事案内★【随時更新】に掲載します。*ご自身でダウンロードしてください。

■お問合せ先

(一社)全国手話通訳問題研究会
TEL:075-451-4743
FAX:075-451-3281
E-Mail:
NRASLI@zentsuken.net

■ 2024 年 12 月 14 日(土)

■ 13:30～15:30 / Zoom

■ 申込締切り 12月10日(火)



←こちらの QR コードからもお申込みできます。



<申込方法>

全通研ホームページ内にある申込フォーム、
または下記 URL から、お申込みください。

<https://www.zentsuken.net/24openschool2>

*複数で視聴する場合は、代表者1名が申込
を行い、「その他」欄にて参加者数と参加者氏
名をお知らせください。

～宮澤典子氏から講演に向けたメッセージ～

2024 年全通研は創立 50 周年を迎えました。
50 歳は「知命」とも言います。全通研が社会の中で
どのような意義をもち、どのような可能性があるか
を知り、受け入れ、次の一步を踏み出す年です。
「50 周年記念誌」を手に、皆さんと一緒に全通研の
過去・未来を学び合いたいと思います。

2024年11月1日から

改正道路交通法が施行されます

今回の道路交通法改正の主な目的は、自転車等による交通事故を防止することです。自転車の酒気帯び運転に対して罰則が新設されるほか、自転車運転中の「ながらスマホ」も禁止されて罰則の対象となります。

上記のほか、2026年5月までには車が自転車等の右側を通過する際のルールの新設、普通仮免許等の年齢要件引き下げ、自転車等に対する反則金制度の新設（青切符の導入）が行われる予定です。

改正のポイント＜2024年11月1日施行＞

- ① 自転車の酒気帯び運転に対する罰則の新設
- ② 自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止・罰則化
- ③ 原動機付自転車等の運転の明確化

＜2026年5月23日までに施行＞

- ④ 車が自転車等の右側を通過する際のルールの新設
- ⑤ 普通仮免許等の年齢要件引き下げ
- ⑥ 自転車等に対する反則金制度の新設



自転車の酒気帯び運転に対するペナルティ | 罰則・自転車運転者講習

改正道路交通法が施行されると、自転車の酒気帯び運転をした者は「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」に処されます（改正道路交通法117条の2の2第1項3号）。

また、自転車の運転者に対して酒類を提供した者や飲酒をすすめた者、運転者が酒気を帯びている自転車に同乗した者も、「2年以下の懲役または30万円以下の罰金」に処されます（改正道路交通法117条の3の2第2号・3号）。

また、自転車の酒気帯び運転を含む15種類の危険行為を3年以内に2回以上した者は「自転車運転者講習」の受講が義務付けられます（改正道路交通法第108条の3の5第2項、道路交通法施行令第41条の3第2項）。

自転車運転者講習の受講を怠ると、「5万円以下の罰金」に処されます（改正道路交通法120条1項17号）。



福生市役所に「手話言語の国際デー」ブルーライトアップ

毎年9月23日は「手話言語の国際デー」です

「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国すべてにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する」として、2017年に国連総会で決議、制定されました。

この「手話言語の国際デー」に合わせ、世界ろう連盟では、世界平和を表す青色で各地をライトアップする活動と呼びかけています。

福生市においてもブルーライトアップを実施することで、聴覚に障害のある方への理解促進や、手話言語の普及啓発を図る契機としてまいります。

(福生市ホームページより)



「手話言語の国際デー」ブルーライトアップ (福生市ホームページ)

URL :

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/health/shogai/1006310/1019459.html>